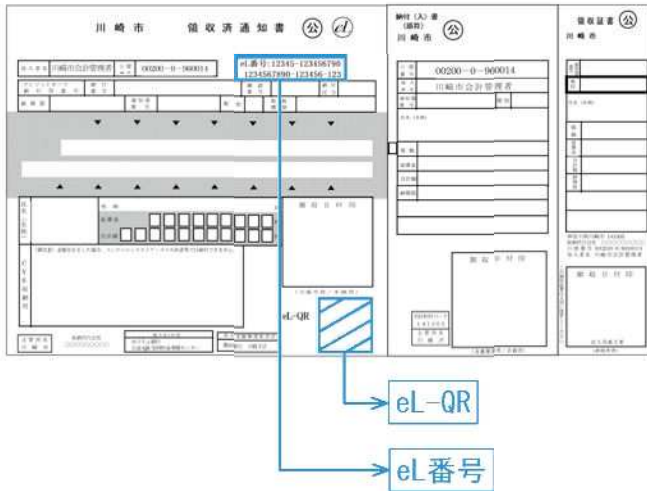


市税の納付

市税は、定められた期間内に納税者の皆様に自主的に納めていただきます。
令和5年度から市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）について、新たにeL-QR（QRコード）又はeL番号を利用した納付が可能になりました。

〔eL-QR、eL番号に対応した納付書のイメージ図〕



※ 左図は令和5年6月1日現在のものです、変更になる場合があります。

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※ eL-QR、eL番号を利用した納付については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

納めるところと納めかた

市税は、川崎市が指定した金融機関等の窓口で納めることができます。

個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）は、口座振替、キャッシュレス決済（インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ、インターネットを利用したクレジットカード納付）がご利用になれます。

また、個人の市民税・県民税（特別徴収分・退職所得分）、法人の市民税、事業所税は、地方税共通納税システムがご利用いただけます。

■金融機関等の窓口での納付（令和5年6月1日現在）

納付書をお持ちの上、次の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

1. 川崎市が指定する次の金融機関の本店又は全国の各支店

銀行……横浜・りそな・みずほ・三菱UFJ・三井住友・神奈川・静岡中央・東日本・きらぼし・静岡・群馬

信託銀行……三井住友・みずほ

信用金庫……川崎・城南・世田谷・芝・さわやか・横浜

信用組合……神奈川県医師・横浜幸銀・ハナ

その他……セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫

※ eL-QRが印刷された納付書については、上記に加え、eL-QRに対応している金融機関でも納付できます。対応する金融機関については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

【「地方税お支払サイト」 <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>】

2. ゆうちょ銀行、郵便局

神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び東京都に所在するゆうちょ銀行・郵便局

※ eL-QRが印刷された納付書については、上記に加え、全国のゆうちょ銀行・郵便局でも納付できます。

3. 次のコンビニエンスストアの全国各店舗^{*1}（令和5年6月1日現在）

くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ
デイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーシ
ョップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

- ※ コンビニエンスストアで納める場合は、領収証書に加えてレシートも受け取り、大切に保管してく
ださい。
- ※ 納めることができる金融機関やコンビニエンスストアは変更になる場合があります。
- *1・バーコードが印刷されている納付書を使用して納められます。
 - ・バーコードが読み取れない場合や印刷されていない場合、又は金額が訂正されている場合は、納め
られません。
 - ・コンビニエンスストアで納める場合は取扱期限までに納めてください。

- ・市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の
納付書については、一枚ずつ切り離した状態でお送りしています。納付する期別（納期限）をご確
認の上、ご使用ください。
- ・「全期分」納付書が同封されている場合には通知しました税額をまとめて1回で納められます。
このとき「期別分」納付書を併せて使用しないようご注意ください。
- ・軽自動車税（種別割）については、領収証書と納税通知書は、切り離さずに窓口へお出しください。
- ・納付書は、機械で読み取りますので、折り曲げたり、汚したり、穴をあけたりしないでくだ
さい。
- ・納付書をなくされた方は、再発行しますので各市税事務所・市税分室の窓口にお申し出ください。

■キャッシュレス決済による納付

●スマートフォン決済アプリ・インターネットバンキングによる納付

eL-QR、eL番号又はバーコードが印刷された納付書については、スマートフォン決済アプリや「地
方税お支払サイト」を利用することで、コンビニエンスストアや金融機関の窓口へ行かなくてもいつ
でも納付できます。

利用可能なスマートフォン決済アプリやインターネットバンキングのご利用方法等、詳細について
は、川崎市のホームページをご確認ください。

【川崎市ホームページ】

「くらし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」
⇒「市税の納付」⇒「スマートフォン決済アプリによる市税の納付について」
<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000122193.html>



【川崎市ホームページ】

「くらし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」
⇒「市税の納付」⇒「インターネットバンキング（モバイルレジなど）による
市税の納付について」
<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000042627.html>



※ ご利用になれない場合は次のとおりです。再発行できる場合もありますので、市税の窓口（67ページ参照）へお問い合わせください。

- ・金額が訂正されている
- ・バーコード、eL-QRが汚れている
- ・取扱期限が過ぎている 等

●インターネットを利用したクレジットカード納付

令和5年4月から全国運用として新たに開設された「地方税お支払サイト」を利用して、納付できます。これまでの「川崎市税 納付サイト」はご利用になれません。（従来のクレジットカード納付用番号（納付番号・確認番号）は使用できません。）

ご利用方法については、川崎市のホームページ「インターネットを利用した市税のクレジットカード納付」でご確認ください。

【地方税お支払サイト】

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※「地方税お支払サイト」は地方税共同機構が提供するサイトです。



【川崎市ホームページ】

「くらし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」

⇒「市税の納付」

⇒「インターネットを利用した市税のクレジットカード納付」

<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000092787.html>



～キャッシュレス決済による納付の利用上の注意～

- ・口座振替のように、1度の手続で継続的に納付できるものではありません。
- ・納付手続の完了後は取り消すことができません。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。
- ・金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口で、アプリやクレジットカードを提示しての納付はできません。
- ・インターネットの利用には、別途通信料が発生する場合があります。
- ・軽自動車税(種別割)を納付される方へ

車検用の納税証明書は、キャッシュレス決済による納付の手続を納期限の令和5年5月31日までに済ませた方に限り、6月下旬に発送します。

すぐに納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

- ・納税証明書を請求される方へ

キャッシュレス決済による納付手続を行った場合は、納付確認に2～3週間程度要するため、納付後すぐに納税証明書を発行することができません。納付後すぐに納税証明書が必要な方は、各市税事務所・市税分室の窓口で納付して納税証明書の請求をしていただくか、金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付した領収証書をお持ちの上、各市税事務所・市税分室の窓口及び区役所・支所市税証明発行コーナーで納税証明書の請求をしてください。

<納付方法の比較>

納付方法	キャッシュレス決済による納付			金融機関等
	スマートフォン決済アプリ	インターネットバンキング	インターネットを利用したクレジットカード納付	
領収証書の発行	なし	なし	なし	あり
利用料	なし	なし	納付金額に応じて、システム利用料がかかります。	なし
アプリのダウンロード	必要	不要 ※モバイルレジについては、サイトを利用の場合	不要	不要
アカウント登録	必要	不要	不要	不要
注意事項	ご利用方法はアプリにより異なります。お使いのアプリのホームページ等をご確認ください。	事前に金融機関とインターネットバンキングの契約が必要になります。モバイルレジアプリの利用も可能です。	「川崎市税 納付サイト」はご利用になれません。(従来のクレジットカード納付用番号(納付番号・確認番号)は使用できません。)	領収証書は(コンビニの場合はレシートも合わせて)必ず受け取ってください。

■地方税共通納税システムによる納付

eLTAXを利用することにより、自宅やオフィスからインターネット経由などで、電子的に納付を行うことができます。従来のように金融機関の窓口まで出向く必要がないため、金融機関の場所や受付時間などの制約がなくなるというメリットがあります。

●利用可能な市税の種類

- ・市民税・県民税(特別徴収分・退職所得分)
- ・法人市民税
- ・事業所税

●利用可能な納付手続

地方税共通納税システムを利用した納付手続には、インターネットバンキング、ATM(Pay-easy(ペイジー)対応のものに限ります。)、ダイレクト納付(事前に登録した金融機関を指定して納付する方法)、クレジットカード納付の4つの方法があります。

※ ご利用の手続、お問合せなど、詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

～上記市税における地方税共通納税システム利用にあたっての注意事項～

- ・地方税共通納税システムで納められた場合、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関等の窓口で納めてください。
- ・納付の確認は、インターネットバンキング等の取引明細(出入金明細)でご確認ください。
- ・地方税共通納税システムで納めた後、10日前後で納税証明書を取得したい場合は、納付の際に発行された納付情報(納付番号・確認番号・納付区分)をお持ちの上、各市税事務所・市税分室の窓口で請求をしてください。

■口座振替納付

金融機関などへ納付に行かなくても、定められた納期ごとに、ご指定の金融機関の口座から自動的に引き落とし、納付されるのが口座振替制度です。通常は、一度お申し込みいただくと翌年度以降も継続されます。口座振替をご利用される方には、納付書のない納税通知書を送付します。

インターネット、取扱金融機関、市税事務所・市税分室の窓口でお申し込みいただけます。

●ご利用いただける市税の種類

- ・市民税・県民税(普通徴収)・・・・・・・・①
- ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)・・・②
- ・固定資産税(償却資産)・・・・・・・・③
- ・軽自動車税(種別割)・・・・・・・・④



●振替について

- ・振替方法は、期別納付と全期納付(最初の納期の末日に、その納期分と後の全ての納期分を一括納付する方法です。)のいずれかを選択できます。
- ・振替日は、原則として各期別の納期の末日になります。ただし、全期納付の場合は第1期の納期の末日になります(振替日が土曜日、日曜日又は祝日など金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります)。

※これまで、各市税の最終納期経過後(全期納付の場合は振替月の翌月)に送付していた「川崎市市税口座振替領収のお知らせ」については省資源化及び経費節減の観点から、上記①～③の税は、令和3年度をもちまして送付を終了しました。上記④の税については、令和4年度をもちまして送付を終了しましたが、継続検査(車検)対象の車両で滞納がないものについては、引き続き「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を送付します。

●インターネットでのお申込み(Web口座振替受付サービス)

パソコン、スマートフォン、タブレット端末などを利用して、インターネットから市税の口座振替をお申し込みいただけます。納税通知書、キャッシュカード、預貯金通帳等をご用意ください。

※金融機関ごとに利用対象者、申込みの際に必要な情報、サービス利用時間が異なります。詳しくは川崎市のホームページの「対象科目及び取扱金融機関一覧」をご覧ください。

【川崎市ホームページ】

「暮らし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「Web口座振替受付サービス」

<https://www.city.kawasaki.jp/760/page/0000127041.html>

ご利用いただける金融機関は、次のとおりです。

【銀行】横浜・りそな・三井住友・みずほ・三菱UFJ・神奈川・静岡中央・東日本・きらぼし・群馬・ゆうちょ

【信用金庫】川崎・城南・世田谷・芝・さわやか・横浜

【信用組合】神奈川県医師

【その他】セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫

●取扱金融機関でのお申込み

川崎市が指定した金融機関の本店又は全国の各支店(49ページ参照。ただし、当面の間、静岡銀行を除く。)の窓口でお申し込みいただけます。

※三井住友信託銀行につきましては、令和5年11月の口座振替をもちまして口座振替の取扱を終了しますので、お申込みの際にはご注意ください。

納税通知書と預貯金通帳・届出印を用意して、預貯金口座のある金融機関の窓口へ直接お申し込みください。ご利用いただける口座は、普通預金、当座預金、納税準備預金及び通常貯金です(申込書は川崎市内に所在する取扱金融機関店舗、各市税事務所・市税分室に備えています。)

〈インターネット及び取扱金融機関での申込期限と振替日について〉

税目		振替開始希望期別	令和5年度第2期分から	令和5年度第3期分から	令和5年度第4期分から	令和6年度第1期分から ／全期納付
市民税・県民税 (普通徴収)	申込期限		令和5年7月20日まで	令和5年9月20日まで	令和5年12月20日まで	令和6年5月20日まで
	(振替日)		(令和5年8月末日)	(令和5年10月末日)	(令和6年1月末日)	(令和6年6月末日)
固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)	申込期限		令和5年度第2期分からの申込みには間に合いません。	令和5年11月20日まで	令和6年1月20日まで	令和6年3月20日まで
	(振替日)			(令和5年12月末日)	(令和6年2月末日)	(令和6年4月末日)
軽自動車税 (種別割)	申込期限		令和5年度分のお申込みには間に合いません。			令和6年4月20日まで
	(振替日)					(令和6年5月末日)

- ・ 申込期限日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日までにお申し込みください。
- ・ 申込期限を過ぎている場合は窓口で納めていただき、次の納期分からの開始としていただきますようお願いいたします。

●市税事務所・市税分室でのお申込み(ペイジー口座振替受付サービス)

市税事務所・市税分室の窓口で、専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力いただくことで、市税の口座振替をお申し込みいただけます。納税通知書、キャッシュカードをご用意ください。

ご利用いただける金融機関は、次のとおりです。ただし、代理人カード、生体認証ICカードなど一部お取扱できないカードがありますので、利用可否については各金融機関にお問い合わせください。

【銀行】横浜・りそな・みずほ・三菱UFJ・三井住友・きらぼし・ゆうちょ

【信用金庫】川崎・世田谷・芝・横浜

【その他】セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫

〈市税事務所・市税分室での申込期限と振替日について〉

税目		振替開始希望期別	令和5年度第2期分から	令和5年度第3期分から	令和5年度第4期分から	令和6年度第1期分から ／全期納付
市民税・県民税 (普通徴収)	申込期限		令和5年8月10日まで	令和5年10月10日まで	令和6年1月10日まで	令和6年6月10日まで
	(振替日)		(令和5年8月末日)	(令和5年10月末日)	(令和6年1月末日)	(令和6年6月末日)
固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)	申込期限		令和5年度第2期分からの申込みには間に合いません。	令和5年12月8日まで	令和6年2月9日まで	令和6年4月10日まで
	(振替日)			(令和5年12月末日)	(令和6年2月末日)	(令和6年4月末日)
軽自動車税 (種別割)	申込期限		令和5年度分のお申込みには間に合いません。			令和6年5月10日まで
	(振替日)					(令和6年5月末日)

- ・ 申込期限を過ぎている場合は窓口で納めていただき、次の納期分からの開始としていただきますようお願いいたします。

市税納期カレンダー

〈令和5年度〉

月	個人市民税		
	普通徴収	公的年金受給者	
		1年目の方	2年目以降の方
4月			4月支給分（仮特別徴収）
5月			
6月	第1期分	第1期分（普通徴収）	6月支給分（仮特別徴収）
7月			
8月	第2期分	第2期分（普通徴収）	8月支給分（仮特別徴収）
9月			
10月	第3期分	10月支給分（特別徴収）	10月支給分（特別徴収）
11月			
12月		12月支給分（特別徴収）	12月支給分（特別徴収）
1月	第4期分		
2月		2月支給分（特別徴収）	2月支給分（特別徴収）
3月			

月	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	法人市民税	事業所税		
4月	第1期分		(確定申告) 事業年度終了の日の 翌日から原則として 2か月以内	(法人に係るもの) 事業年度終了の日の 翌日から2か月以内		
5月		全期分				
6月						
7月	第2期分					
8月						
9月						
10月						
11月						
12月	第3期分					
1月					(予定申告・中間申告) 事業年度開始の日以 後6か月を経過した 日から2か月以内	(個人に係るもの) 3月15日まで
2月	第4期分					
3月						

- その他
- ・市たばこ税 …… 各月売渡分を翌月末日まで
 - ・入湯税 …… 各月徴収分を翌月末日まで
 - ・個人市民税（給与所得に係る特別徴収分）・退職所得 …… 各月徴収分を翌月10日まで

※ 納期限は、特に指定がない場合、その納期の末日になります。その日が土曜日、日曜日、祝日又は12月29日～1月3日にあたるときは、翌開庁日が納期限となります。

市税を滞納した場合

市税を滞納すると、市税事務所・市税分室から督促状が送付され、財産の差押えなどの処分を受けることがあります。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金も併せて納めていただくことになります。

【延滞金の計算方法】 延滞金は次の計算式により算出します。

$$\left[\text{滞納税額} \times a \times \frac{A}{365} \right] + \left[\text{滞納税額} \times \beta \times \frac{B-A}{365} \right] = \text{延滞金額}$$

a …… 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の延滞金の割合で、令和5年中は、年2.4%です。

β …… 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間の延滞金の割合で、令和5年中は、年8.7%です。

令和5年1月1日以後の期間における延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、 a の期間にあっては延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%を超える場合には、年7.3%）に、 β の期間にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合となります。

なお、令和6年中の割合は、令和5年11月中に確定します。

A …… 納期限の翌日から1か月間の日数

B …… 納期限の翌日から納付した日までの日数

- ・滞納税額が2,000円未満の場合は、延滞金が不要です。
- ・滞納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて計算します。
- ・算出した延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。
- ・算出した延滞金額が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てます。

たとえば、市民税・県民税（普通徴収）の第1期分（納期限：令和5年6月30日）60,000円を滞納し、納付が令和5年10月18日になった場合は……

1. 7月1日から7月31日までの31日間の計算

$$60,000 \times \frac{2.4}{100} \times \frac{31}{365} \approx 122.30 \Rightarrow 122 \text{円 (a)}$$

（令和5年中に a の割合で計算した延滞金は、1円未満切捨て）

- 8月1日から10月18日までの79日間の計算

$$60,000 \times \frac{8.7}{100} \times \frac{79}{365} \approx 1,129.80 \Rightarrow 1,129 \text{円 (b)}$$

（令和5年中に β の割合で計算した延滞金は、1円未満切捨て）

2. (a) + (b) = 1,251円

算出した延滞金額から100円未満の端数51円の切捨てを行い、延滞金額は1,200円となります。

■「川崎市納税お知らせセンターから
未納市税についてお知らせしています。」

川崎市では、納期限を経過した後も市税の納付が確認できない方に対して、本市が委託した民間事業者から、電話で納付の呼びかけや口座振替制度のご案内を行っています。

詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

財政局収納対策部収納対策課収納企画係
電話 044-200-2226

（川崎市ホームページ「くらし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」⇒「市税のお知らせ」⇒「その他のお知らせ」
<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000033035.html>）

更正の請求

申告納付の税目（法人市民税、事業所税等）の申告書を提出した後に、その申告した税額等が過大であったことなどを発見したときには、法定納期限から5年以内（平成23年12月1日以前に法定納期限が到来するものは1年以内）に限り更正の請求をすることができます。ただし、特定の場合は、期間経過後においても、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内に更正の請求をすることができます。

市税の減免と納税の猶予制度

■市税の減免

災害にあったときや死亡したとき、生活扶助を受けているときなど、市税を納めるにあたって困難な事情があるときは、その状況に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

1. 主な減免理由

対象税目	減免理由等		減免額
個人市民税	天災(震災、風水害など)及び人為的災害(火災、交通災害など) (前年の合計所得金額が1千万円を超える方は除く。)	納税者が所有する家屋又は家財(その方の居住に関するものに限る。)が被災した場合	被災の状況に応じて8分の1から全額まで
		納税者が死亡した場合	全額
		納税者が特別障害者となった場合	10分の9
	勤労所得者が退職又はけがや病気による休廃業などにより所得が3割以上減少した場合 (前年の合計所得金額が300万円を超える方は除く。) ※ 退職などの時期により、要件が異なる場合があります。		所得の減少の程度に応じて10分の2から全額まで
	勤労所得者が死亡した場合 (前年の合計所得金額が1千万円を超える方は除く。) ※ 事業を営む勤労所得者の場合は、その方に関する事業を廃止した場合に限る。		前年の所得に応じて10分の4から全額まで
	生活扶助を受けている場合		全額
	少額所得者の場合 (所得金額が市税条例施行規則で定める金額以下の方)		全額
学生又は生徒の場合 (市税条例施行規則に定める学生又は生徒であり、かつ、同規則に定める所得内容の方)		全額	
法人市民税	市税条例施行規則に定める公益法人等の場合		均等割額の全額

対象税目	減免理由等		減免額
固定資産税 都市計画税	天災(震災、風水害など)及び人為的災害(火災など)	土地が地形を変じた場合	被災の状況に応じて10分の3から全額まで
		家屋又は償却資産が被災した場合	被災の状況に応じて10分の1から全額まで
	生活扶助を受けている場合		自己の居住部分の税額の全額
	町内会館、集会所などで一定の要件を満たす場合		全額
	医師などが所有する家屋及び償却資産を国民健康保険の診療に使う場合	診療室、待合室などの家屋	10分の5
		治療用機械器具など	10分の3
	相続税の物納の登記がされた場合		物納の登記後の、残りの納期の額
住宅建替え中の土地で一定の要件を満たす場合		非住宅用地の税額と住宅用地の税額との差額	
軽自動車税 (種別割)	公益法人等が公益のため専用する場合(リース車両を除く)		全額
	生活扶助を受けている場合		全額
	一定の障害のある方が所有する場合など(障害のある方1人につき自動車又は軽自動車等のうち、いずれか1台に限る。)		全額
事業所税	天災(震災、風水害など)及び人為的災害(火災など)		著しい損害を受けた場合は被災の状況に応じる。
	市税条例施行規則に定める施設などの場合		市税条例施行規則に定める額

●軽自動車税(環境性能割)の減免

軽自動車税(環境性能割)の減免については、神奈川県で受け付けています。

お問合せ先 神奈川県自動車税コールセンター

電話 045-973-7110 ※電話番号をご確認の上、お間違いのないようにお願いします。

利用日時 月曜～金曜(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

午前8時30分～午後5時15分(5月中は午後6時まで)

2. 申請書の提出

対象税目	提出先	提出期限
個人市民税	お住まいの区を担当する 市税事務所市民税課市民税係 市税分室市民税担当	最初の納期限又は減免の理由が発生した日以後最初に到来する納期限
固定資産税 都市計画税	資産の所在する区を担当する 市税事務所資産税課 市税分室資産税担当	最初の納期限又は減免の理由が発生した日以後最初に到来する納期限 ※ 原則として減免の理由が発生した日以後に納付又は納入すべき額(納付済を除く)が減免の対象です。
軽自動車税 (種別割)	市内のいずれかの 市税事務所市民税課管理係 市税分室管理担当	納期限
法人市民税 事業所税	かわさき市税事務所法人課税課諸税係	納期限

■納税の猶予制度

税金は納期限までに納めなければなりません、特別な事情等により納税が困難と認められる場合には、申請に基づいて納税が猶予される制度があります。

猶予が許可された場合、1年の範囲内で、納税者の収支状況等に応じて最も早く市税を完納することができると認められる期間に限って、分割して納税することができます。

●徴収猶予

次のような事情等により市税を一時に納税することができない場合は、申請することにより、徴収猶予が認められる場合があります。

- ・納税者が災害を受けたり、盗難にあったりしたとき
- ・納税者や生計を一にする親族が病気にかかったり、負傷したりしたとき
- ・納税者がその事業を廃止や休止したとき
- ・納税者がその事業について著しい損失を受けたとき
- ・本来の納期限から1年以上経過したのち、納付すべき税額が確定したとき

●換価の猶予

市税を一時に納税することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、一定の要件*に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

- * 納税について誠実な意思を有すると認められること、猶予を受けようとする市税以外に市税の滞納がないこと等の要件があります。

●申請先

お住まいの区を担当する市税事務所納税課・市税分室納税担当に申請してください。

市ホームページから提出書類をダウンロードして作成し、地方税共同機構のホームページからeLTAXにより申請することもできます。eLTAXについては、地方税共同機構のホームページをご確認ください。

財産状況や納税が困難である事情等が分かる資料等が必要となります。

なお、書類に不備がある場合は補正をお願いすることがあるほか、申請要件を満たすことを確認するため、追加資料の提出等をお願いする場合があります。

●担保の提供

猶予の申請を行う場合には、次のいずれかに該当する場合を除いて、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

- ・猶予を受けようとする金額が100万円以下のとき
- ・猶予を受ける期間が3か月以内のとき
- ・担保を提供することができない特別の事情がある場合

●猶予の取消し

許可された計画のとおり納税がない場合や新たに納付すべきこととなった市税を滞納した場合などに該当するときは、猶予が取り消されることがあります。

市税に不服があるとき

市税に関して、ご不明な点がありましたら、お住まいの区又は資産の所在する区を担当する市税事務所・市税分室へご相談ください。

また、ご相談いただいても、なおご不明な点が解消されず、不服がある場合で、一定の要件に該当するときは、次のとおり、審査請求や審査の申出をすることができます。

■審査請求

請求事項	賦課決定処分の取消し、滞納処分の取消しなど
対象者	賦課決定、滞納処分を受けた方など
審査機関	川崎市長
請求期間	賦課決定、滞納処分があったことを知った日(納税通知書や差押調書(謄本)を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内など

■審査の申出

申出事項	固定資産課税台帳に登録された土地、家屋、償却資産の価格に対する不服 ^{*1 *2}
対象者	固定資産税の納税者
審査機関	川崎市固定資産評価審査委員会
申出期間	原則として、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

- *1 土地、家屋の価格に対する審査の申出は、原則として3年に一度の基準年度にのみすることができます。ただし、基準年度以外の第二年度及び第三年度であっても、地目の変換、土地の分合筆、地価の下落、家屋の新築や増改築などがあり、価格の決定又は修正があった場合、又はそれらの事由による価格の決定又は修正を求める場合は、審査の申出をすることができます。
- *2 価格以外の事項(住宅用地の特例や新築住宅減額の適用など)は、審査請求の対象となります。

消費税及び地方消費税の税率の引上げについて

■税率の変更

消費税及び地方消費税の税率について、次のとおり引き上げられました。

消費税及び地方消費税の税率の変更				
区分	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 令和元年9月30日まで	令和元年10月1日以降(現行)	
			標準税率	軽減税率
消費税	4%	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税 (消費税率換算)	1%	1.7%	2.2%	1.76%
合計	5%	8%	10%	8%

地方消費税は、国税である消費税と合わせて、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引及び外国貨物の引取りに対して課税される都道府県税で、その税収の2分の1は、人口や従業者数によりあん分して市町村に交付されています。

■税率引上げ分の税収用途の明確化

消費税は、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされ、また、税率引上げ分の地方消費税は、社会保障4経費及びその他社会保障施策(地方が行う社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てるものとされています。

■軽減税率制度の導入について

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、令和元年10月1日から、飲食料品の譲渡(酒類、外食サービス等を除く。)及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡に対する消費税及び地方消費税の税率を合わせて8%に据え置く軽減税率制度が導入されました。

市税の手続におけるマイナンバー制度



マイナンバー

マイナンバー制度は、行政の効率性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。平成28年1月以降、市税の手続において用いられる申告書等の税務関係書類のうち、地方税法等に定めがあるものには、個人番号・法人番号の記入欄が追加されました。番号の記入欄があるこれら税務関係書類を提出する場合は、提出をされる方や一定の方に係る個人番号・法人番号の記載が必要となります。

■主な税務関係書類の例

税務関係書類の例		記載対象	
市民税	個人	市民税・県民税申告書	平成29年度以後の年度分の申告から
	法人	法人市民税申告書	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告から
固定資産税		償却資産申告書	平成28年1月1日以後に行われる申告から
各種申請書・届出書等			平成28年1月1日以後に行われる申請・届出から

■利用目的

地方税に関する事務では、次の目的のためにマイナンバーを利用しています。

【ネットワークシステムを通じた情報の取得】

所得情報等の課税事務のために必要な情報を、専用のネットワークシステムを通じて、より確実に取得することができます。

【ネットワークシステムを通じた情報の提供】

所得証明書の添付が必要な社会保障分野の各種手続において、他市町村等からの提供の求めに応じ、専用のネットワークシステムを通じて税務部局から所得情報等を提供することにより、所得証明書の添付を省略できる場合があります。

【マイナンバーを用いた情報の名寄せ】

マイナンバーを用いることにより、会社や個人から提出される課税に関する複数の情報を、より迅速かつ確実に結びつけることができます。

■本人確認の実施

個人番号の提供を受ける場合は、いわゆる「なりすまし」を防止するために、本人確認(個人番号の確認と身元確認)を行う必要があります。個人番号が記載された税務関係書類を提出される場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)や通知カード*・身分証等をご用意いただくようお願いします。

*「通知カード」の新規発行等の手続は、令和2年5月25日に廃止されましたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

■情報連携

平成29年11月13日から、マイナンバーを利用して自治体や国の行政機関の間で情報をやり取りする「情報連携」の運用が開始されました。

マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に市民の皆様が行政機関等に提出する書類を省略すること等を目的として、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。

税の分野においては、情報連携により課税情報を行政機関等の中で直接やり取りすることで、課税情報を利用する各種事務の申請手続等の際に求められていた市民税・県民税の課税額証明書等の取得・提出を省略できる場合があります。

情報連携に伴い証明書の省略が可能となる申請手続等につきましては、課税情報を利用する各種事務の担当部署に個別にお問い合わせください。